［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　「予定申告税額　$\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$　②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

９　「所得割額　$\left(⑮\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$　⑨」から「収入割額　$\left(⑯\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$　⑯」まで及び「特別法人事業税額　$\left(⑰\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$　⑱」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

10　法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

12　「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

同欄の地方税法施行規則第十号の五様式の次に次の一一様式を加える。

第十三号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第四条の四関係）

［様式　別紙第十七の一一　横入］

第13号様式記載要領

１　この申請書は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の25第４項（令和２年旧法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

２　この申請書は、法第72条の25第２項若しくは第４項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第４項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第６項若しくは第７項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第７項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に２通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

［３　略］

４　「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、確定申告書を提出することができると認められる日を記載すること。

５　「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する通算完全支配関係をいう。）がある通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第２編第１章第１節第11款第１目の規定その